（前のページより続き）
○撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多く採用されているものを定める件（同五四一）　四四
○自衛隊飛行場に関する件（防衛二八七～二八九）

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始、税理士登録者関係　八六
地方公共団体
行旅死亡人関係　九〇
会社その他
会社決算公告

省　令

○総務省令第百六十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第二項に次の一号を加える。

五　七〇〇MHz帯高度道路交通システム（七五五・五MHzを超え七六四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主として道路交通に関するデータ伝送のために基地局と陸上移動局の間又は陸上移動局相互間で行う無線通信をいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動局の送信設備

第六条第四項第二号(12)中「九五〇MHzを超え九五八MHz以下」を「九一五MHzを超え九三〇MHz以下」に改め、同項に次の一号を加える。

十　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局

第十条の二第六号中「第十四条第一項の表十八の項(一)」を「第四十九条の二十二」に改める。

第十一条の二の三の見出し中「又は」を「若しくは」に改め、「調査」の下に「又は終了促進措置」を加え、同条中「は、別表第二号の二の二」を「のうち、混信又はふくそうに関する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の二の三」に改める。

第十一条の二の四第一項中「この条において」を削り、「総合通信局長」を「、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては総合通信局長に、法第二十七条の十二第二項第五号に規定する終了促進措置（以下「終了促進措置」という。）に係るものについては総務大臣」に改め、同条第二項中「別表第二号の二の三」を「混信又はふくそうに関する調査に係るものについては別表第二号の二の四、終了促進措置に係るものについては別表第二号の二の五」に改め、同条第四項中「総合通信局長」を「総務大臣又は総合通信局長」に、「又は」を「若しくは」に改め、「調査」の下に「又は終了促進措置の用」を加える。

第十一条の二の五中「前条第一項」を「混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項」に改め、同条第二項中「係る」を「関する、混信又はふくそうに関する調査に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3　終了促進措置に係る前条第一項の請求については、法第二十七条の十二第一項に基づき制定する一の開設指針ごとに行わなければならない。

第十五条の三第七号を次のように改める。

七　設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

設備規則第四十九条の七の三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

第四十一条の二の六第二十四号中「第十四条第一項の表十八の項(一)」を「第四十九条の二十二」に改める。

第四十三条の二第一項中「同規則」を「運用規則」に改め、同条第二項中「第十四条第一項」を「第四十九条の二十二」に改める。

第五十一条の十五第一項第二号の二の二中「基づく」の下に「混信又はふくそうに関する調査に係る」を加え、同条第二項の表五の三の項中「規定する」の下に「混信又はふくそうに関する調査に係る」を加え、同表八の三の項中「あっては」を「あつては」に改める。